

御宿町防犯まちづくり計画

～犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指して～

令和5年2月

御宿町

〔目 次〕

第1章 計画の基本的事項	- 1 -
1. 計画策定の背景と趣旨	- 1 -
2. 計画期間	- 1 -
3. 計画の基本方針	- 1 -
第2章 施策の体系	- 2 -
第3章 町の取組	- 3 -
(1) 情報の収集・提供及び防犯知識の普及・啓発	- 3 -
(2) 町民・自治会、事業者への防犯活動支援	- 4 -
(3) 防犯に配慮したまちづくりの推進	- 4 -
(4) 学校やこども園における防犯対策の推進	- 6 -
(5) 高齢者の防犯対策の推進	- 7 -
(6) 町職員の防犯活動	- 7 -
第4章 町民・自治会の取組	- 8 -
(1) 身の回りや地域における安全対策	- 8 -
(2) 地域防犯活動の活性化	- 9 -
第5章 事業者の取組	- 10 -
(1) 防犯意識の高揚、知識の習得	- 10 -
(2) 施設の防犯対策	- 10 -
(3) 地域の一員としての防犯への取組	- 11 -

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、私たちが日常生活を営む地域社会において、子どもを狙った変質者、不審者の出没、高齢者世帯を標的にした訪問販売、電話 de 詐欺、店舗への侵入など身近な場所で発生する犯罪が多く、町民の不安感が高まっています。

御宿町では、地域における犯罪被害を未然に防止するためには、町、町民・自治会、事業者がより連携を深め、地域に根ざした幅広い防犯活動を展開していく必要があり、町ぐるみで防犯体制の強化を図っていくことが重要となっています。

このようなことから、町民が安全で安心して暮らせるまちの実現を目標に、「御宿町防犯まちづくり条例」を制定し、平成18年4月1日から施行しています。

本計画は、平成18年に策定した御宿町防犯まちづくり条例の基本理念に基づき町、町民・自治会、事業者が一体となり、「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の推進を図るため、次期計画として御宿町防犯まちづくり計画を策定するものです。

2. 計画期間

計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化などにより計画を取り巻く状況が大幅に変化した場合には、必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の基本方針

犯罪被害を未然に防止するため、町、町民・自治会、事業者が協働し、犯罪が起こらない環境づくりを目指します。

- 1 自らの安全は自らで守るという意識の高揚（自助）
- 2 自分たちの地域を自分たちで守れる地域の創造（共助）
- 3 犯罪被害を未然に防止するための環境づくりの推進（公助）

第 2 章 施策の体系

主団体	施策	役割
町の役割	(1)情報の収集・提供及び防犯知識の普及・啓発	①情報の収集・提供
		②普及・啓発活動
		③防犯講座
	(2)町民・自治会、事業者への防犯活動支援	①防犯活動の支援
		②SSTパトロール隊への活動支援
	(3)防犯に配慮したまちづくりの推進	①防犯灯の設置、維持管理
		②公園や公有地等の整備
		③落書きの防止、違法広告物の撤去
		④道路や駐車場の点検
		⑤一般住宅の防犯対策の強化
		⑥防犯カメラ・犯罪抑止看板の設置、維持管理
	(4)学校やこども園における防犯対策の推進	①防犯に配慮した施設・物資の整備
		②迅速で的確な情報提供
		③通学路の安全点検
		④防犯教育
	(5)高齢者の防犯対策の推進	①講習会の実施
		②啓発活動
	(6)町職員の防犯活動	①パトロールの実施
②講習会の実施		
③他団体の防犯活動への協力・参加		
町民・自治会の役割	(1)身の回りや地域における安全対策	①あいさつ運動
		②環境美化
		③住宅の防犯対策
		④見守り運動
	(2)地域防犯活動の活性化	①パトロールの実施
		②「子ども110番の家」の普及
		③関係機関との情報共有
事業者の役割	(1)防犯意識の高揚、知識の習得	①啓発活動
		②講習会の実施
	(2)施設の防犯対策	①防犯設備の設置
		②新築、増改築時の整備
	(3)地域の一員としての防犯の取組	①防犯活動への参加
		②パトロールの実施
		③「子ども110番の家」の普及

第3章 町の役割

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、町、町民・自治会、事業者が役割分担を明らかにするとともに、防犯まちづくりに関する施策を総合的に推進します。

(1) 情報の収集・提供及び防犯知識の普及・啓発

【取組】

① 情報の収集・提供

いすみ警察署や関係機関から収集した情報を速やかに「防災行政無線」やメール・アプリ等を活用し、犯罪や不審者の発生情報の迅速で多面的な提供に努めます。

☆電話による放送内容確認サービス 0470-68-2555



☆「御宿町防災行政メール配信サービス」 QRコード

防災行政無線の放送内容がメールで配信されます。

下記アドレスへの空メール送信でも登録ができます。

t-onjuku@sg-m.jp



防災情報 全国避難所ガイド 
1st Media Corporation >



☆「防災情報 全国避難所ガイド」

スマートフォンにアプリをインストールすることで防災行政無線の内容を音声と文字にて確認できます。

② 普及・啓発活動

町、警察、関係機関の連携による街頭キャンペーン等を実施し、町民の防犯意識の高揚を図ります。

青色回転灯パトロール車や防犯マグネットを貼付した車による見守り活動、巡回による啓発活動に努めます。



③ 防犯講座

こども園、学校、老人クラブ等の各年代に応じた防犯講座を実施し、防犯知識の向上に努めます。

(2) 町民・自治会、事業者への防犯活動支援

【取組】

① 防犯活動の支援

各防犯団体の活動やパトロールに参加・同行するなどし、防犯活動の支援や地域コミュニティの活性化に努めます。

② SSTパトロール隊への活動支援

パトロール時に使用する資材を支給し、維持拡大の支援に努めます。



SSTパトロール隊：Safety Security Townパトロール隊
の略

支給している資材

- ・ SSTキャップ
- ・ SSTベスト
- ・ 反射材
- ・ 青色合図灯

(3) 防犯に配慮したまちづくりの推進

【取組】

① 防犯灯の設置・維持管理

安全安心なまちづくりの充実に向けて関係機関と連携、協議を行い、防犯灯の設置・維持管理に努めます。

防犯灯数（令和4年12月時点） 1, 214基

② 公園や公有地等の整備

定期的な樹木の剪定や照明の管理等の犯罪の起こりにくいまちづくりに努めます。

③ 落書きの防止・違法広告物の撤去

トンネル・公衆トイレ等の落書きをパトロールにより早期発見・消去に努め、犯罪の誘発防止に努めます。

違法広告物を速やかに撤去できるよう定期的なパトロールに努め、安全・安心なまちづくりを推進します。

④ 道路や駐車場の点検

道路や駐車場等の点検を実施し、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。

⑤ 一般住宅の防犯対策の強化

防犯出前講座の実施により一般住宅における防犯対策の啓発に努めます。

各家庭において屋外灯を設置し犯罪を予防する「一戸一灯運動」の周知に努めます。

⑥ 防犯カメラ・犯罪抑止看板の設置・維持管理

設置済の防犯カメラに加え、犯罪抑止看板の作成により、地域の特性や要望に応じた啓発に努めます。

☆防犯カメラ設置済箇所

①	御宿台交差点
②	国道128号線御宿漁港入口
③	岩和田漁港交差点
④	御宿駅前交差点
⑤	国道128号交差点千葉銀行付近
⑥	月の沙漠記念館

※御宿町防犯カメラの設置及び画像の取扱いに関する要綱に基づき、記録した画像は厳重に管理し、犯罪調査への協力等の目的を除き外部への公開はしません。

(4) 学校やこども園における防犯対策の推進

【取組】

① 防犯に配慮した施設・物資の整備

こども園・学校の死角となる場所をなくすなど、安心して保育・教育が受けられる環境づくりに努めます。こども園においては、設置済の屋外カメラの維持管理に努めます。

また、不審者の侵入による犯罪被害防止に向けた防犯用具の配備や不審者対策訓練に努めます。

② 迅速で的確な情報提供

保護者の方がいつでも情報が取得できるよう携帯電話やパソコンで取得可能なメールサービスの普及に努めます。

③ 通学路の安全点検

継続的に通学路の安全を確保するため、町、警察署、消防機関等と連携を図り、常に通学路の危険箇所を把握し、合同点検を実施するとともに、対策の改善・充実に努めます。

④ 防犯教育

不審者から身を守るための合言葉「いかのおすし」やちばっこ「いやです・だめです・いきません」の普及や「自分の身は自分で守る」という意識づくりに努めます。

また、児童へ防犯ブザーを配布し、効果的な使用方法の周知に努めます。

「いかのおすし」

「いか」 ない：ついていかない

「の」 らない：車にのらない

「お」 おごえを出す：「助けて！」と大声を出す

「す」 ぐにげる：こわかったら大人のいるほうにすぐ逃げる

「し」 らせる：どんな人が何をしたのか家の人に知らせる

ちばっこ 「いやです」 「だめです」 「いきません」

名前を教えて、一緒に遊ぼうと言われても「いやです」

写真を撮らせて、ちょっと触らせてと言われても「だめです」

一緒に公園に行こう、駅まで案内してと言われても「いきません」

(5) 高齢者の防犯対策の推進

【取組】

① 講習会の実施

高齢者を狙った犯罪被害を未然に防止するため、その家族や地域でサポートする方たちを含めた講習会の実施に努めます。

② 啓発活動

複雑多様化した電話de詐欺等に柔軟に対応するため、関係機関と連絡を密にし、注意喚起に努めます。また、被害防止方法の周知や防災行政無線等での啓発に努めます。

電話de詐欺は電話de対策！（自宅の電話機にひと工夫）

電話de詐欺は犯人と直接話さないことが重要です！

- ・留守番電話設定
- ・ナンバーディスプレイサービス
- ・警告、通話録音機能付き電話機の利用

(6) 町職員の防犯活動

【取組】

① パトロールの実施

町民の防犯意識高揚を目指すため、青色回転灯パトロール車を活用したパトロールの実施に努めます。また、公用車での外出時には防犯ステッカーを貼付し、周囲の見守り活動に努めます。

② 講習会の実施

青色防犯パトロール講習を積極的に受講し、青色回転灯を装備してパトロール可能な職員の増加に努めます。また、職員向けの講習会を実施し防犯知識の習得に努めます。

③ 他団体の防犯活動への協力・参加

地域の危険箇所把握のため、SST防犯パトロール隊が実施する防犯活動へ積極的に協力・参加することに努めます。

第4章 町民・自治会の役割

安全で安心して暮らせる住みよいまちを実現するために、町民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、地域の状況に応じて、自主的かつ積極的に防犯活動に取り組める環境づくりを推進します。

(1) 身の回りや地域における安全対策

【取組】

① あいさつ運動

地域で子供を守るという意識の高揚を図るため登下校時間において、あいさつ運動を推進します。

② 環境美化

塀や生垣を見通しが良い状態にし、不審者の隠れ場所をなくし、犯罪の起こりづらいまちづくりを推進します。

③ 住宅の防犯対策

各家庭で屋外灯を設置し犯罪を予防する「一戸一灯運動」の推進、こまめな施錠や侵入の足掛かりとなるものを放置しないなどの身近な侵入防止措置を推進します。

④ 見守り運動

登下校時間に意識して外での用事をしながら子供たちを見守ることで犯罪が起こりにくい環境作りを推進します。

例：花の水やり、清掃、買い物、散歩

(2) 地域防犯活動の活性化

【取組】

① パトロールの実施

SSTパトロール隊や地域の団体が主体となったパトロールを推進し防犯意識の高揚を図ります。また、集会や会議の機会を利用し活動を紹介することで組織の維持拡大を推進します。

② 「子ども110番の家」の普及

子どもを犯罪から守るための保護、警察への通報等を行う「子ども110番の家」を普及させ、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

☆御宿町内「子ども110番の家」：50箇所

③ 情報共有

学校などの関係機関との情報共有やスキルアップのための他団体等との情報交換や交流を図り効果的な防犯活動を推進します。

第5章 事業者の役割

事業者が、防犯意識や知識の普及・啓発に組織として取り組むことにより、地域に根ざした防犯活動の強化を図ります。

また、被害に遭わないための施設の防犯対策を講じることで犯罪の起こりにくい街づくりを推進します。

(1) 防犯意識の高揚、知識の習得

【取組】

① 啓発活動

営業車の防犯ステッカー貼付、防犯パトロールの実施などにより、防犯意識の高揚を図ります。

② 講習会の実施

防犯講習会や研修会を開催するとともに、町や関係機関が開催する講習会へ参加し、防犯に対する知識の習得を推進します。

(2) 施設の防犯対策

【取組】

① 防犯設備の設置

防犯カメラ、照明設備等を設置し、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進します。

② 新築、増改築時の整備

新築、増改築時には、防犯性に優れたドアや窓の整備し、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進します。

ドア ・丈夫な材質（構造）のものにする
・「ワンドア・ツーロック」、ディンプルキーなどの防犯性の高い鍵をつける
窓・防犯ガラスなどの破壊に強いガラスにする、防犯フィルムを貼る

③ 警備等の配置

事務所荒らしに遭わないための巡回警備の強化や効果的な人員配置により、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進します。

(3) 地域の一員としての防犯への取組

【取組】

① 防犯活動への参加

地域をより理解するために、他団体の防犯活動に積極的に参加し地域ぐるみの防犯活動を推進します。

② パトロールの実施

防犯ステッカーを車に貼付し、町内を巡回するなど防犯意識の高揚を目指した活動を推進します。

③ 「こども110番の家」の普及

子どもを犯罪から守るための保護、警察への通報等を行う「こども110番の家」の提供、普及を推進します。